

公募への質問に関する回答について

宮古島市みなとまちづくり基本計画に基づく交流厚生用地（拠点Ⅰ：Dエリアエリア）利活用事業に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	受付日	募集要項等の該当箇所	質問内容	回答
1	R6.3.11	募集要項 6 ページ	<p>募集要領P 6にある「評価の着眼点」において、第一項目「本物件の利活用に関する基本的考え方」の二つ目に「周辺環境等に配慮した方針となっているか」とありますが、この【周辺環境に配慮】とは具体的に何を指すのでしょうか？</p> <p>① オーバーツーリズムの影響軽減 観光客急増により予測される混雑に対し、観光客のために、観光エリアや施設や移動手段など、集中分散解消策に資するもの</p> <p>② 自然環境への悪影響への配慮 オーバーツーリズムによる自然環境悪化（例えば、低炭素化・ゴミのポイ捨て防止など）への対策に資するもの</p> <p>③ 宮古島に暮らす人々の生活環境の改善 オーバーツーリズムによる混雑による島民の生活環境への影響軽減や、島民の生活改善に資するもの</p>	<p>「周辺環境に配慮した方針となっているか」とは、事業を展開した際の近隣住民及び周辺道路や既存施設への影響、隣接するはりみず公園の利用者への影響等に配慮がなされた利活用方針になっているか、という視点で評価いたします。</p>